

## ． 関連情報の収集・分類

本章では性能指針（案）の検討に当たって遵守すべき関係法令や、関連する技術情報など、廃棄物のバイオディーゼル燃料化施設に係る関連情報を収集・分類し、その概要を整理した。

### 1．バイオディーゼル燃料化施設に関する法令等の整理

バイオディーゼル燃料化施設に関する法令等のうち、性能指針（案）策定にあたって、特に留意すべきものを中心に整理した。

#### （1）バイオディーゼル燃料化施設の安全性に関する法令等

##### 消防法関係

消防法で定める危険物に該当するメタノール、バイオディーゼル燃料を、一定量（指定数量）以上貯蔵または取り扱う場合には、消防法に基づく許可が必要となり、これらの規制を受ける。

なお、メタノール、バイオディーゼル燃料に関しては、以下の指定数量が定められている。

メタノールは、危険物の規制に関する政令別表第3の「第四類 アルコール類」に該当し、指定数量は400リットル。

バイオディーゼル燃料は、危険物の規制に関する政令別表第3の「第四類 第三石油類 非水溶性液体」に該当し、指定数量は2,000リットル。

また、指定数量未満の場合であっても、消防法で定める「指定可燃物」の1つとして、危険物の規制に関する政令により、「可燃性液体類」が規定されており、バイオディーゼル燃料もこれに該当する。

この他、バイオディーゼル燃料化施設からの廃液（廃グリセリン、廃メタノール）については、危険物第四類第一石油類（水溶性）に該当する。

### バイオディーゼル燃料化施設での主な危険物等

品 名	危険物の類別 / 性質
廃食用油	指定可燃物 可燃性液体類 非水溶性
メタノール	危険物 第4類 アルコール類
グリセリン	危険物 第4類 第3石油類 水溶性
メチルエステル	危険物 第4類 第3石油類 非水溶性
軽油	危険物 第4類 第2石油類 非水溶性
軽油混合油	危険物 第4類 第2石油類 非水溶性
廃液（廃グリセリン+廃メタノール）	危険物 第4類 第1石油類 水溶性

【参考3】消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）〔抜粋〕

関連性の高い条文に下線を付した。

第二条 この法律の用語は左の例による。

防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。

消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。

関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。

舟車とは、船舶安全法第二条第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。

危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員若しくは消防団員の二隊又は消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十八条の三第三項の規定による都道府県の航空消防隊をいう。

救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故(以下この項において「災害による事故等」という。)又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関(厚生労働省令で定める医療機関をいう。)その他の場所に搬送すること(傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。)をいう。

第九条の四 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量(以下「指定数量」という。)未滿の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの(以下「指定可燃物」という。)その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準(第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準を除く。)は、市町村条例で定める。

第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所(車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所(以下「移動タンク貯蔵所」という。))を含む。以下同じ。)以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

別表第一に掲げる品名(第十一条の四第一項において単に「品名」という。)又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村(次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。)の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの(以下「移送取扱所」という。)を除く。) 当該市町村長

二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所(移送取扱所を除く。) 当該区域を管轄する都道府県知事

三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事(二以上の都道府県の区域にわたって設置されるものについては、総務大臣)

前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣(以下この章及び次章において「市町村長等」という。)は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。

総務大臣は、移送取扱所について第一項第四号の規定による許可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、当該許可に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

関係市町村長は、移送取扱所についての第一項第四号の規定による許可に関し、当該都道府県知事又は総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。

製造所、貯蔵所又は取扱所の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、第一項の規定による許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、同項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。

市町村長等は、政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所について第一項の規定による許可(同項後段の規定による許可で総務省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。

別表第一(第二条、第十条、第十一条の四関係)

種別	性質	品名
第一類	酸化性固体	一 塩素酸塩類 二 過塩素酸塩類 三 無機過酸化物 四 亜塩素酸塩類 五 臭素酸塩類 六 硝酸塩類 七 よう素酸塩類 八 過マンガン酸塩類 九 重クロム酸塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	一 硫化りん 二 赤りん 三 硫黄 四 鉄粉 五 金属粉 六 マグネシウム 七 その他のもので政令で定めるもの 八 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 九 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	一 カリウム 二 ナトリウム 三 アルキルアルミニウム 四 アルキルリチウム 五 黄りん 六 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属 七 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 八 金属の水素化物 九 金属のりん化物 十 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	一 特殊引火物 二 第一石油類 三 アルコール類 四 第二石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 動植物油類
第五類	自己反応性物質	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 ニトロソ化合物 五 アゾ化合物 六 ジアゾ化合物

		七 ヒドラジンの誘導体 八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドロキシルアミン塩類 十 その他のもので政令で定めるもの 十一 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	一 過塩素酸 二 過酸化水素 三 硝酸 四 その他のもので政令で定めるもの 五 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

備考

一～九 (省略)

十 引火性液体とは、液体(第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。)であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下で沸点が四〇度以下のものをいう。

十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二一度未満のものをいう。

十三 アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール(変性アルコールを含む。)をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

十四 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が二一度以上七〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上二〇〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。

十六 第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が二〇〇度以上二五〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。

十七 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、一気圧において引火点が二五〇度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。

十八～二十一 (省略)

【参考4】危険物の規制に関する政令（昭和三十四年九月二十六日政令第三百六号）

〔抜粋〕

(危険物の指定数量)

第一条の十一 法第九条の三の政令で定める数量(以下「指定数量」という。)は、別表第三の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量欄に定める数量とする。

別表第三(第一条の十一関係)

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	キログラム 五〇
		第二種酸化性固体	三〇〇
		第三種酸化性固体	一、〇〇〇
第二類	硫化りん		キログラム 一〇〇
	赤りん		一〇〇
	硫黄		一〇〇
		第一種可燃性固体	一〇〇
	鉄粉		五〇〇
		第二種可燃性固体	五〇〇
第三類	引火性固体		一、〇〇〇
	カリウム		キログラム 一〇
	ナトリウム		一〇
	アルキルアルミニウム		一〇
	アルキルリチウム		一〇
		第一種自然発火性物質及び禁水性物質	一〇
	黄りん		二〇
	第二種自然発火性物質及び禁水性物質	五〇	
	第三種自然発火性物質及び禁水性物質	三〇〇	
第四類	特殊引火物		リットル 五〇
	第一石油類	非水溶性液体	二〇〇
		水溶性液体	四〇〇
	アルコール類		四〇〇
	第二石油類	非水溶性液体	一、〇〇〇
		水溶性液体	二、〇〇〇
	第三石油類	非水溶性液体	二、〇〇〇
		水溶性液体	四、〇〇〇
第四石油類		六、〇〇〇	



	動植物油類		一〇、〇〇〇
第五類		第一種自己反応性物質	キログラム 一〇
		第二種自己反応性物質	一〇〇
第六類			キログラム 三〇〇

備考

一～八 （省略）

九 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。

十 水溶性液体とは、一気圧において、温度二〇度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。

十一～十二 （省略）

(指定可燃物)

第一条の十二 法第九条の四の物品で政令で定めるものは、別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものとする。

別表第四(第一条の十二関係)

品目	数量	
綿花類	キログラム 二〇〇	
木毛及びかんなくず	四〇〇	
ぼろ及び紙くず	一、〇〇〇	
糸類	一、〇〇〇	
わら類	一、〇〇〇	
再生資源燃料	一、〇〇〇	
可燃性固体類	三、〇〇〇	
石炭・木炭類	一〇、〇〇〇	
可燃性液体類	立方メートル 二	
木材加工品及び木くず	一〇	
合成樹脂類	発泡させたもの	二〇
	その他のもの	キログラム 三、〇〇〇

備考

一～七 (省略)

八 可燃性液体類とは、法別表第一備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。)で一気圧において引火点が二五〇度以上のものをいう。

九 (省略)

## 大気汚染防止法関係

ばい煙発生施設、特定物質（28物質が指定されており、メタノールが該当）を排出する施設及びばい煙特定物質を排出する施設を工場又は事業場に設置している場合、これらの施設について、故障、破損その他の事故が起こり、ばい煙又は特定物質が多量に排出されたとき、排出者は直ちに応急の措置を講じ、復旧に努めるとともに事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。都道府県知事は、事故により周辺の区域における人の健康に影響があると認めるときは、排出者に対して、必要な措置をとるようを命ずることができる。

「特定物質」とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある物質で、次の28物質が定められている。

- (1) アンモニア、(2) 弗化水素、(3) シアン化水素、(4) 一酸化炭素、
- (5) ホルムアルデヒド、(6) メタノール、(7) 硫化水素、(8) 燐化水素、
- (9) 塩化水素、(10) 二酸化窒素、(11) アクロレイン、(12) 二酸化硫黄、
- (13) 塩素、(14) 二硫化炭素、(15) ベンゼン、(16) ピリジン、(17) フェノール、
- (18) 硫酸（三酸化流硫黄を含む。）、(19) 弗化珪素、(20) ホスゲン、
- (21) 二酸化セレン、(22) クロルスルホン酸、(23) 黄燐、(24) 三塩化燐、
- (25) 臭素、(26) ニッケルカルボニル、(27) 五塩化燐、(28) メルカプタン

【参考5】 大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）の概要（固定発生源）

1．目的

大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的としている。

2．制度の概要

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制を実施している。

大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出される大気汚染物質について、物質の種類ごと、排出施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者はこの基準を守らなければならない。

（出典）環境省大気保全局大気規制課資料（平成11年2月）

## (2) バイオディーゼル燃料の利用面に関する法令等

バイオディーゼル燃料の利用用途は、自動車、発電機、ボイラー等多岐にわたる他、その利用形態も B100 (バイオディーゼル燃料 100%) での利用、軽油との混合など様々である。

### 揮発油等の品質確保等に関する法律 (品確法) 関係

一定の品質規格 (強制規格) に適合しないガソリン、軽油等の販売を禁止している。軽油の強制規格は、品確法施行規則第 22 条に定める軽油規格に必ず適合していなければならない規格であり、セタン指数、硫黄分、90% 留出温度の 3 項目が定められている。バイオディーゼル燃料 (B100) そのものは、揮発油等に該当しないが、軽油に混合し販売する場合には、この規制を受けることとなる。

なお、現在、バイオディーゼル燃料の軽油混合利用に関する規格化が検討されている。